

厚生労働省発老0427第9号  
平成30年4月27日

指定都市市長  
各 中核市市長 殿  
市区町村長

厚生労働事務次官  
(公印省略)

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の交付について

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の交付については、平成24年7月17日厚生労働省発老0717第2号本職通知「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の交付について」の別紙「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、平成30年4月1日から適用することとされたので通知する。

新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

新	旧
<p>別紙 1</p> <p style="text-align: center;">地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱</p> <p>1 (略)</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この交付金は、平成18年5月29日老発第0529001号厚生労働省老健局長通知の別紙「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱」(以下「実施要綱」という。)第2により市町村(指定都市、中核市及び特別区を含む。以下同じ。)が作成した先進的事業整備計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、市町村に交付することにより、地域における高齢者の生きがい活動や地域貢献等を支援する施設及び設備等の整備事業(以下「施設等整備事業」という。)の推進の実施により <u>防災体制の強化</u>に資することを目的とする。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>5 この交付金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p><b>(1) 削除</b></p> <p>先進的事業整備計画に記載された事業につき、次の表の第1欄に定める区分ごとに第3欄に定める対象経費の実支出額の合計額と第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。)を控除した額の合計額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。</p>	<p>別紙 1</p> <p style="text-align: center;">地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱</p> <p>1 (略)</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この交付金は、平成18年5月29日老発第0529001号厚生労働省老健局長通知の別紙「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱」(以下「実施要綱」という。)第2により市町村(指定都市、中核市及び特別区を含む。以下同じ。)が作成した先進的事業整備計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、市町村に交付することにより、地域における高齢者の生きがい活動や地域貢献等を支援する施設及び設備等の整備事業(以下「施設等整備事業」という。)の推進の実施により <u>介護離職の防止</u>に資することを目的とする。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>5 この交付金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p><u>(1) 先進的事業支援特例交付金</u></p> <p>先進的事業整備計画に記載された事業につき、次の表の第1欄に定める区分ごとに第3欄に定める対象経費の実支出額の合計額と第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。)を控除した額の合計額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。</p>

## 新

1 区分	2 基準額	3 対象経費
既存の小規模福祉施設等においてスプリンクラー設備等を整備する事業	実施要綱の第2の3に基づく算定方法により、厚生労働大臣が必要と認められた額	<p>先進的事業整備計画に基づく既存の小規模福祉施設等におけるスプリンクラー設備等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>

## 旧

1 区分	2 基準額	3 対象経費
既存の小規模福祉施設等においてスプリンクラー設備等を整備する事業	実施要綱の第2の3に基づく算定方法により、厚生労働大臣が必要と認められた額	<p>先進的事業整備計画に基づく既存の小規模福祉施設等におけるスプリンクラー設備等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>

新			旧		
<p>認知症高齢者グループホーム等における利用者等の安全性確保の観点から行う防災改修等を実施する事業</p>	<p>実施要綱の第2の3に基づく算定方法により、厚生労働大臣が必要と認められた額</p>	<p>先進的事業整備計画に基づく認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>	<p>認知症高齢者グループホーム等における利用者等の安全性確保の観点から行う防災改修等を実施する事業</p>	<p>実施要綱の第2の3に基づく算定方法により、厚生労働大臣が必要と認められた額</p>	<p>先進的事業整備計画に基づく認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>

(2) (削除)

(2) 先進的事業支援特例交付金（防犯対策強化事業に係る分）

先進的事業整備計画に記載された事業につき、次の表の第1欄に定める区分における実施要綱の別表の第1欄に定める対象施設ごとに第3欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、選定された額と第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

新

旧

1 区分	2 基準額	3 対象経費
<u>既存高齢者施設等の防犯対策を強化するために必要な安全対策に要する経費を支援する事業</u>	<u>実施要綱の第2の3に基づく算定方法により、厚生労働大臣が必要と認めた額</u>	<u>先進的事業整備計画に基づく防犯対策強化事業（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</u> <u>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</u>

6～13（略）

6～13（略）

別紙1（略）

別紙1（略）

別紙（1）－1（略）

別紙（1）－1（略）

平成 年度 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金申請額算出内訳

(単位：円)

施設名・事業名等	設置主体	総事業費 A	対象経費の 実支出額 B	寄付金その他 の収入額 C	割引額 D (A-C)	BとDを比較して少 ない方の額 E	基準額 F	EとFを比較して少ない方 の額 $\times 1/2$ G	交付金 所要額 H	相当確定 の有無
厚生施設のリハビリセンター整備等整備事業										
居宅介護サービスセンター等施設修繕支援事業										
合計										

※付帯事業

- (注1) 交付金要領には、施設修繕費の施設数にかかわらず、E欄とF欄の合計額の範囲内で交付金の額を記入すること。
- (注2) 交付金要領には、施設修繕費に対しては、G欄の金額を記入すること。また、事業計画には、施設修繕費を記入しておく。この金額は記入すること。
- (注3) 相当確定有無には、申請内容に該当する施設「有り」と記入すること。
- (注4) G欄の金額については1,000円未満は切り捨てて記入すること。

別紙 (1) - 2

平成 年度 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金申請額算出内訳

(単位：円)

施設名・事業名等	設置主体	総事業費 A	対象経費の 実支出額 B	寄付金その他 の収入額 C	割引額 D (A-C)	BとDを比較して少 ない方の額 E	基準額 F	交付金 所要額 G	相当確定 の有無
更生施設のリハビリセンター整備等整備事業									
合計									

新

- (注1) 対象施設要領には、施設修繕費の施設数にかかわらず、E欄とF欄の合計額の範囲内で交付金の額を記入すること。
- (注2) 相当確定有無には、申請内容に該当する施設「有り」と記入すること。
- (注3) G欄については1,000円未満は切り捨てて記入すること。

新

別紙 2 (略)

別紙 (2) - 1 (略)

旧

別紙 2 (略)

別紙 (2) - 1 (略)

平成 年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金精算額算出内訳

委託受託のメニュー等・事業内容等	担当事体	従事者費 A	対象経費の 委支出額 B	寄付金その他 の収入額 C	差引額 D (A-C)	BとDを比較して少ない方の額 E	基準額 F	EとFを比較して少ない方の額 G (E-F) × 1/2		交付金 前案件額 H	交付金 交付未付額 I	交付金 受入総額 J	差引額 不足総額 K (I-H)	担当施設 の存在
								交付金 前案件額 G	交付金 交付未付額 I					
要配慮メニュー等・事業内容等														
合計														

(注1) 交付金所要額には、各該メニューの所要額を記入することとし、交付金所要額の合計額は、施設設置費(事業費)の合計額に引いた額を記入すること。

(注2) 交付金所要額には、各該メニューの所要額を記入することとし、交付金所要額の合計額は、B欄とF欄の合計額を比較して少ない方の額を記入すること。

(注3) 担当施設存在欄には、施設開設時期等に応じて担当施設となる場合「有り」と記入し、担当施設となる書類(設置許可等)を添付すること。

(注4) G欄については、100円未満を切り捨て額を記入すること。

平成 年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金精算額算出内訳

委託受託のメニュー等・事業内容等	担当事体	従事者費 A	対象経費の 委支出額 B	寄付金その他 の収入額 C	差引額 D (A-C)	BとDを比較して少ない方の額 E	基準額 F	EとFを比較して少ない方の額 G (E-F) × 1/2		交付金 前案件額 H	交付金 交付未付額 I	交付金 受入総額 J	差引額 不足総額 K (I-H)	担当施設 の存在
								交付金 前案件額 G	交付金 交付未付額 I					
要配慮メニュー等・事業内容等														
合計														

(単位:円)

(注1) 交付金所要額には、各該メニューの所要額を記入することとし、交付金所要額の合計額は、B欄とF欄の合計額を比較して少ない方の額を記入すること。

(注2) 担当施設存在欄には、施設開設時期等に応じて担当施設となる場合「有り」と記入し、担当施設となる書類(設置許可等)を添付すること。

(注3) G欄については、100円未満を切り捨て額を記入すること。



新

別紙 3 ～ 5 (略)

旧

別紙 3 ～ 5 (略)